

三重縣公報

第六千四百二十七号

昭和二十五年四月二十四日

月 日

規 則

◎三重縣規則第四十八號

養蚕業法に基いて、三重縣生繭取扱取締規則を、次のように制定する。

昭和二十五年四月二十四日

三重縣知事 青 木 理

三重縣生繭取扱取締規則

(許可証)

第一條 養蚕業法施行規則(以下「規則」という。)第四十條の規定により生繭の買買または、仲立の許可を受けている者(以下「生繭買買業者」という。)が、その業務を行うときは、許可証を携帯しなければならない。

(業務開始並びに終了の届出)

第二條 生繭買買業者および生繭の取扱いをする者(養蚕者、製種家、産業者および自家用の原繭生糸等を製造するために生

繭の取扱いをする者を除く)は生繭取扱場所を設置し、毎年四月三十日までに様式第一号による業務開始届を、その業務の終了したときは、毎蚕期終了後十日以内に様式第三号による業務終了届を、知事に提出しなければならない。但し生繭取扱場所を予定することができない者は、生繭取扱開始の日から七日前までに業務開始届を提出しなければならない。

2 前項の業務開始届を受理したときは、様式第二号による業務開始届済証を交付する。

3 生繭買買業者および生繭の取扱いをする者は、自ら生繭取扱場所を管理しないときは、自己に代る管理者を置き、其の氏名および住所を知事に届出なければならない。

4 生繭取扱場所には、様式第四号による標札を掲げなければならない。

(標札の記入)

第三條 生繭買買業者が、その業務を行うときは氏名を

よび住所を記載した帳簿を携帯し、賣買若しくは、仲立をしたときは、直ちに次の事項を記入しなければならない。

- 一 賣買若しくは仲立をした年月日および場所
- 二 賣買若しくは仲立をした相手方の氏名および住所
- 三 賣買若しくは仲立をした荷口ごとの商数量

2 前項の帳簿はその業務終了後一箇年間保存しなければならない。

(許可証等の提示)

第四條 許可証、業務開始届済証および帳簿は、当該官吏または吏員の請求があつたときは提示しなければならない。

第五條 生鹼取扱場所は、床下を「コンクリート」または漆喰としなければならない。

但し、この設備を設けることのできない場合は床板割目に亜鉛板または、強い紙片で目張をしなければならない。

2 生鹼取扱場所の周囲は、高さ六センチメートル以上の障板を設けなければならない。

3 前項の障板と生鹼とが接触する場合は、障板の高さは、接触の上端から測つて六センチメートル以上でなければならない。

(床下の清掃)

第六條 生鹼取扱場所の床下は、常に掃じを行い糞蛆蛹の潜伏を防除しなければならない。

但し、床下に糞蛆ばいの乗敷を防ぐにたる完全な設備があるときはこの限りでない。

(生鹼の運搬)

第七條 生鹼を運搬するときは、布袋または織、その大袋組その類若しくは、いの敷逸を防ぐにたる完全な容器を用いなければならない。

(提出書類の経由先)

第八條 この規則で知事に提出する書類は、その住所地を管轄する養蚕取締所支所を経由しなければならない。

但し本縣内に住所を有しない者は、本縣養蚕取締所を経由しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月二十一日から適用する。
- 2 生鹼賣買取締規則(昭和十七年六月三重縣令第五十四号)は廃止する。

(様式第一號)

業務開始届

三重縣生鹼取扱取締規則第二條により、次のとおりお届けします。

許可証の番号	第 号
業務を行うとする期間	第 年 月 日から 年 月 日まで
生鹼取扱場所の面積	平方米
業務を行うとする区域	市 郡 (市)
取扱予定数量	貫

住所 業種 氏名 (名称) ①

右屋主 住所 氏名 (名称) ②

管理者の住所	市 郡 町 大字 番地
管理者の氏名	

注

- 一 生鹼取扱場所の平面図を添附すること。
- 二 業種は「生糸製造業」「生鹼賣買業」等を記載すること。
- 三 従業者の場合は屋主の氏名および住所を併記すること。
- 四 許可証の番号は規則第四十條の許可を受けた都道府縣名を冠すること。

(様式第二號)

表面 縦九釐 横七釐

養取第 号	
業務期間	第 年 月 日から 年 月 日まで
業務開始届済証	縣印
住所	市 郡 (市)
業種	業種
右屋主 住所 氏名 (名称)	氏名 (名称)

裏面

本届済証は就業中必ず携行しなければなら
ない

(様式第三號)

何々蚕期業務終了届

三重縣生繭取扱取締規則第二條により次のとおりお届けしま
す。

年月日
住所 業種 氏名
右屋主 住 所 氏名(名称)

三重縣知事 殿		業務開始届済 証番号	蚕 取 第 号
業務終了月日		年 月 日	
生繭取扱場所 業務を行った区域		市 郡 町 大字 香地	
種 別		上 繭 玉 繭 屑 繭 計	
取 扱 数 量	買 入	買 入	
	買 出	買 出	
仲 立	仲 立		
計	計		
市 町 村 名	市 町 村 名	市 町 村 名	
上 繭 玉 繭 屑 繭 計	上 繭 玉 繭 屑 繭 計	上 繭 玉 繭 屑 繭 計	
住 所 氏 名 (名 称)	住 所 氏 名 (名 称)	住 所 氏 名 (名 称)	
販 賣 先 (又 は 自 己 消 費)	販 賣 先 (又 は 自 己 消 費)	販 賣 先 (又 は 自 己 消 費)	
計	計	計	

注

- 一 業種は「生糸製造業」「生繭買入業」等と記載すること。
- 二 従業者の場合は、雇主の氏名および住所を併記すること。

(様式第四號)

生繭取扱場所	市 郡 町 大字 香地	縦 五〇種
管理者住所	市 郡 町 大字 香地	横 一五種以上
氏 名		

告 示

◎三重縣告示第二百四十號

三重縣蚕種検査員養成講習規程を、次のとおり定める。
昭和二十五年四月二十四日

三重縣知事 青 木 理
三重縣蚕種検査員養成講習規程

(目的)
第一條 蚕種検査員養成の目的を以て、この規程により講習を行ふ。

(講習の期間)

第二條 講習期間は、昭和二十五年五月から七月まで三箇月とし、三重縣蚕業試験場に開く。

第三條 講習生は、約十名とする。

第四條 講習科目を次のとおり定める。
但し所定科目の外、課外講義を課することができる。

- 学 科
 - 養蚕法、蚕種製造法、蚕体生理、蚕体病理顕微鏡使用法、蚕糸業法関係法規、珠算
- 実 習
 - 蚕病検査、蚕兒雌雄鑑別

(出願資格および手続)

第五條 講習志願者は、次の各号の資格を有しかつ住所地在管轄する蚕業取締所支所長の推薦した者。

- 一、本縣内に居住する女子で年齢満十五歳以上の者
 - 二、新制中学卒業若しくはこれと同等以上の学力を有する者
 - 三、品行方正身体強健で視力に妨げない者
- 第六條 講習志願者は、様式第一号の講習願書に様式第二号の

昭和二十五年四月二十七日印刷發行
三重縣公報（第三種郵便物認可）

津市榮町一丁目

津市廣明町三二番地
印刷所

三重縣印刷所
振替口座番号名古屋一四四〇番